

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	生活応援商品券発行事業	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民・事業者を支援するとともに、地域経済の活性化を図る</p> <p>②プレミアム付商品券発行に係る経費</p> <p>③(1)報酬（プロポーザル方式審査委員報酬（3名分）） 27千円                      (2)職員手当 550千円                          【内訳】時間外勤務手当 500千円                                  管理職員特別勤務手当 40千円                                  休日勤務手当 10千円                      (3)旅費（プロポーザル方式審査委員費用弁償（2名分）） 3千円                      (4)消耗品費 56千円                      (5)通信運搬費（購入引換券郵送料） 22,865千円                      (6)購入引換券作成等業務委託料 15,840千円                      (7)商品券発行事業運営業務委託料 1,551,284千円                          【内訳】ポイントプレミアム分（5,000円/人） 1,335,000千円                                  事務費（商品券印刷費、コールセンター等運営費、決済・換金手数料等） 216,284千円</p> <p>④市民、市内事業者</p>	R8.4	R8.12
2	②中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金	<p>①長期化するエネルギー価格高騰の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、支援金を交付</p> <p>②中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金の交付に係る経費</p> <p>③(1)中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金 145,000千円                          【内訳】 25,000円×400件 = 10,000,000円                                  50,000円×500件 = 25,000,000円                                  100,000円×200件 = 20,000,000円                                  150,000円×600件 = 90,000,000円                      ※令和7年1月～12月に要したエネルギー経費（電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油）の合計額に応じて支援金を交付</p> <p>(2)職員時間外勤務手当 2,025千円                      (3)管理職員特別勤務手当 270千円                      (4)申請書・チラシ等印刷に係る消耗品費 1,089千円                      (5)電話・郵送等に係る通信運搬費 399千円</p> <p>④津市内に事業所を有する中小企業・個人事業者</p>	R8.4	R8.9
3	③農林水産業における物価高騰対策支援	農業者物価高騰対策支援金	<p>①長期化する物価高騰の影響を受ける農業者の事業継続を支援するため、支援金を交付</p> <p>②農業者物価高騰対策支援金の交付に係る経費</p> <p>③農業者物価高騰対策支援金 48,962千円                          【内訳】 6,000円 × 782件 = 4,692千円                                  20,000円 × 346件 = 6,920千円                                  41,000円 × 213件 = 8,733千円                                  109,000円 × 63件 = 6,867千円                                  150,000円 × 145件 = 21,750千円                      ※農業生産資材に係る経費の10%に相当する支援金を交付（上限150千円）</p> <p>④市内の販売農家（直近の資材費の合計が1万円以上の者）</p>	R8.4	R8.9
4	④農林水産業における物価高騰対策支援	林業者物価高騰対策支援金	<p>①長期化する物価高騰の影響を受ける林業者の事業継続を支援するため、支援金を交付</p> <p>②林業者物価高騰対策支援金の交付に係る経費</p> <p>③林業者物価高騰対策支援金 700千円                          【内訳】 3,000円 × 5件 = 15,000円                                  5,000円 × 3件 = 15,000円                                  10,000円 × 7件 = 70,000円                                  20,000円 × 4件 = 80,000円                                  40,000円 × 2件 = 80,000円                                  80,000円 × 2件 = 160,000円                                  130,000円 × 1件 = 130,000円                                  150,000円 × 1件 = 150,000円                      ※林業・製材業における資材に係る経費の10%に相当する支援金を交付（上限150千円）</p> <p>④市内の林業・製材業等を営む事業者（直近の資材費の合計が1万円以上の者）</p>	R8.4	R8.9
5	⑤農林水産業における物価高騰対策支援	漁業者物価高騰対策支援金	<p>①長期化する物価高騰の影響を受ける漁業者の事業継続を支援するため、支援金を交付</p> <p>②漁業者物価高騰対策支援金の交付に係る経費</p> <p>③漁業者物価高騰対策支援金 1,194千円                          【内訳】 3,000円 × 10件 = 30千円                                  6,000円 × 10件 = 60千円                                  12,000円 × 20件 = 240千円                                  24,000円 × 21件 = 504千円                                  36,000円 × 10件 = 360千円                      ※漁業生産資材に係る経費の10%に相当する支援金を交付（上限150千円）</p> <p>④市内の漁業者（直近の資材費の合計が1万円以上の者）</p>	R8.4	R8.9

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	三重短期大学学生生活応援事業（令和7年度2月補正）	①物価高騰の影響により、学食の料金や学業に必要な物品の価格上昇など日常生活に影響を受けている学生に対し、学内の食堂及び売店を利用する際の負担を軽減する生協利用券等を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③(1)物価高騰対策支援金 5,780千円（578人×5千円×2期） (2)印刷製本費 20千円 ④三重短期大学の学生	R8.4	R9.3
7	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	スポーツ施設物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気・ガス料金上昇の影響を受けている市内スポーツ施設の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③(1)運動施設（津地域）分 145千円 (2)産業・スポーツセンター分 5,996千円 ※電気料金については、令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ガス料金については、令和7年4月～令和8年3月分の従量料金単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均と月平均ガス使用量見込に基づき支援金額を算定 ④市内スポーツ施設の指定管理者	R8.4	R8.9
8	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応民生委員・児童委員活動支援事業	①物価高騰等の影響を受ける民生委員・児童委員の負担を軽減するため、民生委員・児童委員活動に要する郵便代や消耗品費の高騰分の一部を支援 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③支援単価2,050円（※）×622人=1,276千円 ※(1)郵便代：26円/通（25g以内定額郵便物） 230千円 (2)コピー用紙購入費：0.22円/枚 39千円 (3)文具具購入費：ボールペン 11円/本 20千円 ノートブック 32円/冊 60千円 (4)プリンタ用インク代 184円/本 12千円 (5)衛生用品（マスク）代 12.3円/枚 918千円 (1)～(5)の計1,279千円/622人≒2,050円 ④民生委員・児童委員	R8.4	R9.3
9	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	物価高騰対応高齢者家計支援事業	①物価高騰等の影響を受ける高齢者に対し、家計支援を行い生活の下支えをするため、公共交通機関（三重交通バス）の乗車時に利用できるシルバーエミカに500円分の消費下支えポイントを付与 ②500円分の消費下支えポイント付与に係る経費 ③委託料 5,500千円（11,000人分） ④市内に住所を有する65歳以上の人	R8.4	R9.3
10	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者支援施設等物価高騰対策支援金	①物価高騰等による障害者支援施設等の運営事業者の負担を軽減し、入居・入所施設及び通所施設の利用者の快適な利用を維持するため、運営経費の一部を支援（支援対象期間：令和7年4月～令和7年12月分） ②物価高騰対策施設運営支援金の交付に係る経費 ③(1)食材費 【入居・入所】13,144千円（（支援単価2,895円×9月×1/2）×1,009人） 【通所系】15,054千円（（支援単価965円×9月×1/2）×3,467人） (2)電気・ガス 【入居・入所】1,196千円（（支援単価263.5円×9月×1/2）×1,009人） 【通所系】2,843千円（（支援単価162円×9月×1/2）×3,900人） 【訪問系】970千円（（支援単価1,925円×9月×1/2）×112施設） (3)ガソリン 【入居・入所】160千円（（支援単価165円×9月×1/2）×216台） 【通所系】2,239千円（（支援単価415円×9月×1/2）×1,199台） 【訪問系】249千円（（支援単価165円×9月×1/2）×336台） ※支援単価は県の物価高騰対策に準じて設定 ④市内障害者支援施設等運営事業者	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険施設等物価高騰対策支援金	①物価高騰等による介護保険施設等の運営事業者の負担を軽減し、入居・入所施設及び通所施設の利用者の快適な利用を維持するため、運営経費の一部を支援(支援対象期間:令和7年4月~令和7年12月分) ②物価高騰対策施設運営支援金の交付に係る経費 ③(1)食材費 【入居・入所】59,924千円(支援単価2,895円×9月×1/2)×4,600人 【通所系】18,675千円(支援単価965円×9月×1/2)×4,301人 (2)電気・ガス 【入居・入所】5,451千円(支援単価263.5円×9月×1/2)×4,600人 【通所系】3,136千円(支援単価162円×9月×1/2)×4,301人 【訪問系】2,607千円(支援単価1,925円×9月×1/2)×301施設 (3)ガソリン 【入居・入所】174千円(支援単価165円×9月×1/2)×234台 【通所系】1,540千円(支援単価415円×9月×1/2)×825台 【訪問系】670千円(支援単価165円×9月×1/2)×903台 ※支援単価は県の物価高騰対策に準じて設定 ④市内介護保険施設等運営事業者	R8.4	R9.3
12	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援金	①電気代、ガス代及びガソリン代の物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている本市に所在する医療機関等に対する負担軽減を目的として、運営経費の一部を支援(支援対象期間:令和7年4月~令和7年12月分) ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③(1)電気・ガス 【病院、有床診療所】31,555千円(支援単価17,400円×1/2×3,627床) 【無床診療所(内科)】6,453千円(支援単価62,350円×1/2×207機関) 【無床診療所(歯科)】3,835千円(支援単価62,350円×1/2×128機関) 【歯科技工所】440千円(支援単価19,550円×1/2×45機関) 【助産所】410千円(支援単価39,050円×1/2×21機関) 【施術所】938千円(支援単価19,550円×1/2×96機関) 【薬局】4,053千円(支援単価62,350円×1/2×130機関) (2)ガソリン 【病院、有床診療所、無床診療所(内科)】172千円(支援単価4,900円×1/2×70機関) 【無床診療所(歯科)】56千円(支援単価4,900円×1/2×23機関) 【薬局】172千円(支援単価4,900円×1/2×70機関) ※支援単価は県の物価高騰対策に準じて設定 ④市内医療機関等	R8.4	R9.3
13	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設給食物価高騰対策支援金(公立)	①給食を提供している公立保育所等において、物価高騰に伴う給食提供コストの上昇により家計負担が増加することを避けるため、コスト上昇分の負担を軽減 ②給食提供に係る賄材料費のコスト上昇分の負担に係る経費 ③(1)公立保育所 【2号認定】主食費:3,426千円(324円×12月×881人) 副食費:6,819千円(645円×12月×881人) (2)公立認定こども園 【1号認定(3歳)】主食費:96千円(275円×10月×35人) 副食費:170千円(487円×10月×35人) 【1号認定(4・5歳)】主食費:321千円(275円×11月×106人) 副食費:568千円(487円×11月×106人) 【2号認定】主食費:2,372千円(324円×12月×610人) 副食費:4,722千円(645円×12月×610人) ※支援金額は園児数を基に算定(教職員等は含まない) ④公立保育施設利用者(保護者)	R8.4	R9.3
14	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設給食物価高騰対策支援金(民間)	①給食を提供している民間保育所等において、物価高騰に伴う給食提供コスト上昇により家計負担が増加することを避けるため、コスト上昇分の負担を軽減し、運営を支援 ②保育施設給食物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③(1)民間保育所 【2号認定】主食費:2,427千円(224円×12月×903人) 副食費:6,989千円(645円×12月×903人) 【3号認定】副食費:493千円(45円×12月×912人) (2)民間認定こども園 【1号認定】主食費:659千円(100円×11月×599人) 副食費:3,209千円(487円×11月×599人) 【2号認定】主食費:3,408千円(224円×12月×1,268人) 副食費:9,814千円(645円×12月×1,268人) 【3号認定】副食費:480千円(45円×12月×888人) ※支援金額は園児数を基に算定(教職員等は含まない) ④民間保育施設利用者(保護者)	R8.4	R9.3
15	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気・ガス料金上昇の影響を受けている民間保育所等に対し、コスト上昇分の負担を軽減し施設運営を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③(1)民間保育所(19施設)・地域型保育事業所(2施設) 2,625千円 ※電気料金については、令和7年4月~令和8年3月分の燃料費調整単価(実績が判明していない分は見込)と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均、1人当たり月平均電力消費量見込(47.10kWh/月)及び定員(1,915人)に基づき支援金額を算定 ※ガス料金については、令和7年4月~令和8年3月分の従量料金単価(実績が判明していない分は見込)と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均、1人当たり月平均ガス使用量見込(1.79m <sup>3</sup> /月)及び定員(1,915人)に基づき支援金額を算定 (2)民間認定こども園(21施設) 4,066千円 ※電気料金については、令和7年4月~令和8年3月分の燃料費調整単価(実績が判明していない分は見込)と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均、1人当たり月平均電力消費量見込(47.10kWh/月)及び定員(2,961人)に基づき支援金額を算定 ※ガス料金については、令和7年4月~令和8年3月分の従量料金単価(実績が判明していない分は見込)と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均、1人当たり月平均ガス使用量見込(1.79m <sup>3</sup> /月)及び定員(2,961人)に基づき支援金額を算定 ④民間保育所等及び民間認定こども園	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
16	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	子育て支援センター物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けている民間の子育て支援センターに対し、コスト上昇分の負担を軽減し施設運営を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③(1)子育て応援広場はくはく 9千円 (2)子育て支援センターASTRA 4千円 (3)子育て支援センターTSUDOI 8千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④民間の子育て支援センター	R8.4	R9.3
17	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童館物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気・ガス料金上昇の影響を受けている児童館の指定管理者及び民間児童館に対し、コスト上昇分の負担を軽減し施設運営を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③(1)すばる児童館 8千円 (2)まん中こども館 238千円 ※電気料金については、令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ガス料金については、令和7年4月～令和8年3月分の従量料金単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均と月平均ガス使用量見込に基づき支援金額を算定 ④児童館の指定管理者及び民間児童館	R8.4	R9.3
18	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	榊原温泉湯の瀬物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気・ガス料金及びリネン費の上昇等の影響を受けている榊原温泉湯の瀬の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 1,972千円 ※電気料金については、令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同時期の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込（定額電灯については、1灯当たりの燃料費調整単価の差額の平均と電灯の数）に基づき支援金額を算定 ガス料金については、令和7年4月～令和8年3月分の従量料金単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均と月平均ガス使用量に基づき支援金額を算定 リネン費については、年間高騰額459,253円に基づき支援金額を算定 ④榊原温泉湯の瀬指定管理者	R8.4	R9.3
19	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	青山高原保健休養地物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けている青山高原保健休養地（キャンプ場等）の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 90千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込（定額電灯については、1灯当たりの燃料費調整単価の差額の平均と電灯の数）に基づき支援金額を算定 ④青山高原保健休養地の指定管理者	R8.4	R9.3
20	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ヒストリーパーク塚原物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けているヒストリーパーク塚原（キャンプ場等）の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 14千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④ヒストリーパーク塚原の指定管理者	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
21	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	美し郷霧山物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けている美し郷霧山（観光施設）の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 9千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④美し郷霧山の指定管理者	R8.4	R9.3
22	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	伊勢奥津駅前観光案内交流施設物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けている伊勢奥津駅前観光案内交流施設の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 19千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④伊勢奥津駅前観光案内交流施設の指定管理者	R8.4	R9.3
23	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	松阪食肉公社エネルギー価格高騰対策支援金	①エネルギー価格や物価の高騰に伴う施設運営経費の増加により経営が逼迫している株式会社三重県松阪食肉公社に対し、三重県及び津市ほか11市町が安定的な施設運営を支援 ②松阪食肉公社等負担金の交付に係る経費 ③松阪食肉公社等負担金 486千円 ※想定される燃油・電気料金上昇分2,000千円を、肉用牛利用分1,000千円と豚利用分1,000千円に分け、12市町による令和6年度の施設利用実績の割合に基づき按分（津市分は肉用牛利用分1,000千円の14.3%及び豚利用分1,000千円の34.3%） ④株式会社三重県松阪食肉公社	R8.4	R9.3
24	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	北長野共同ライスセンター等物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けている北長野共同ライスセンター等の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③(1)北長野共同ライスセンター及び北長野共同育苗センター 2千円 (2)美里農産物加工センター 12千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④北長野共同ライスセンター等の指定管理者	R8.4	R9.3
25	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	リバーパーク真見物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けているリバーパーク真見の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 20千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④リバーパーク真見の指定管理者	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
26	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	わかすぎの里物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けているわかすぎの里（キャンプ場）の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 52千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④わかすぎの里の指定管理者	R8.4	R9.3
27	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	グリーンハウス美杉物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けているグリーンハウス美杉（林業研修集会施設）の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 13千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④グリーンハウス美杉の指定管理者	R8.4	R9.3
28	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校等こどもの給食支援事業	①市内の小中学校及び幼稚園のうち、給食を実施している学校等においては、給食会計が給食食材費等の高騰の影響を受け続けており、食材費等の高騰が給食費値上げによる保護者負担とならないようにするため、コスト上昇分の負担を軽減し、運営を支援 ②学校等給食物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③(1)市立分 (i)小学校分 13,861千円 (5,200円×5.6%×11,949人×4月) (ii)中学校分 33,568千円 (4,800円×28.4%×6,156人×4月) (iii)幼稚園分 744千円 (年齢ごとに給食費×28.4%に人数及び月数を乗じて算出) (2)附属小学校・附属中学校・私立幼稚園分 (i)小学校分 1,601千円 (市立の支援額に人数及び月数を乗じて算出) (ii)中学校分 6,478千円 (市立の1人当たりの給食費月額×28.4%に人数及び月数を乗じて算出) (iii)幼稚園分 5,329千円 [内訳]大川・高田・津西・聖ヤコブ幼稚園 5,105千円 (市の1人当たり給食費平均月額×28.4%に人数及び月数を乗じて算出) 三重大学教育学部附属幼稚園 224千円 (年齢ごとに市の1食単価249円×28.4%に人数及び回数を乗じて算出) ※支援金額は児童・生徒数を基に算定（教職員等は含まない）。また、市立の小中学校分には給食費負担軽減交付金の基準額（5,200円）を超える部分にのみ充当。 ④給食を実施している市内小中学校及び幼稚園の利用者（保護者）	R8.4	R9.3
29	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校等こどもの給食支援事業（給食会計の公会計移行後の津市立分）	①給食を実施している市立小中学校及び幼稚園においては、給食会計が給食食材費等の高騰の影響を受け続けており、食材費等の高騰が給食費値上げによる保護者負担とならないようにするため、コスト上昇分の負担を軽減し、運営を支援（対象期間は公会計移行後の令和8年9月～令和9年3月） ②給食提供に係る賄材料費のコスト上昇分に係る経費 ③(1)小学校分 24,257千円 (5,200円×5.6%×11,949人×7月) (2)中学校分 58,778千円 (4,800円×28.4%×6,156人×7月) (3)幼稚園分 1,434千円 (年齢ごとに給食費×28.4%に人数及び月数を乗じて算出) ※支援金額は児童・生徒数を基に算定（教職員等は含まない）。また、市立の小中学校分には給食費負担軽減交付金の基準額（5,200円）を超える部分にのみ充当。 ④給食を実施している市立小中学校及び幼稚園の利用者（保護者）	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
30	⑥中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中央学校給食センター物価高騰対策支援金	<p>①物価高騰に伴う電気・ガス料金上昇の影響を受けている給食調理・配送等業務受託業者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し安定的な給食提供を支援するため、支援金を交付（対象期間は令和8年4月～7月）</p> <p>②物価高騰対策支援金の交付に係る経費</p> <p>③物価高騰対策支援金 3,289千円</p> <p>※電気料金については、令和7年4月～令和8年7月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込及び法人割引負担増見込額に基づき支援金額を算定</p> <p>ガス料金については、令和7年4月～令和8年7月分の従量料金単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均と月平均ガス使用量見込に基づき支援金額を算定</p> <p>配送者燃料費については、令和7年度の直近軽油料金単価（12月分）と令和3年度の平均軽油料金単価の差額と月平均軽油使用量見込に基づき支援金額を算定</p> <p>④給食調理・配送等受託業者</p>	R8.4	R9.3
31	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立中学校等学校施設物価高騰対策支援金	<p>①物価高騰に伴う電気・ガス料金上昇の影響を受けている市内私立中学校等の設置者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し学校運営の継続を支援するため、支援金を交付</p> <p>②物価高騰対策支援金の交付に係る経費</p> <p>③物価高騰対策支援金 2,333千円</p> <p>(1)中学校 (3校) 1,297千円 （三重大学教育学部附属中学校、高田中学校、セントヨゼフ女子学園中学校）</p> <p>(2)小学校 (1校) 588千円 （三重大学教育学部附属小学校）</p> <p>(3)幼稚園 (5園) 448千円 （聖マコプ幼稚園、高田幼稚園、大川幼稚園、津西幼稚園、三重大学教育学部附属幼稚園）</p> <p>※電気料金については、令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均、1人当たり月平均電力消費量見込及び各学校の定員に基づき支援金額を算定</p> <p>ガス料金については、令和7年4月～令和8年3月分の従量料金単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均、1人当たり月平均ガス使用量見込及び各学校の定員に基づき支援金額を算定</p> <p>④私立中学校等設置者</p>	R8.4	R9.3
32	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	放課後児童クラブエネルギー価格高騰対策支援事業	<p>①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けている市内の放課後児童クラブの運営事業者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るため支援金を交付</p> <p>②物価高騰対策支援金の交付に係る経費</p> <p>③物価高騰対策支援金 1,190千円</p> <p>※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均、1人当たり月平均電力消費量見込、各クラブの定員に基づき支援金額を算定</p> <p>④放課後児童クラブ運営事業者</p>	R8.4	R9.3